



このほど一昨年から子供達のホームステイを通じて交流のあった南の楽園タヒチの西タイアラブ連合村と友好親善の姉妹村協定が締結されました。

第2回 青年夢来おこしツアー

(出逢いとふれあいと歴史見聞の旅)

参加者大募集!!

昨年11月、八幡林遺跡から木簡が出土し、その与えたインパクトの大きさと歴史ブームが高まっている中、青年夢来では、歴史に慣れ親しみ、歴史への研究心を深めようと第2回のバスツアーを企画しました。

これは、和島村教育委員会の後援を得て、国の特別指定遺跡、福井県朝倉氏遺跡をメインに見学し、歴史を学ぼうというものです。

“仲間づくりと団結を!!”

参加しないと損をする。そんな気がする「青年夢来」を合言葉に参加者を大募集しています。

期日は11月16日(土)～11月17日(日)ですが、参加費等詳細をお知りになりたい方は、平沢隆之(中小島谷) 小黒美奈(川端) 大矢芳彦(高畑)他実行委員または教育委員会までお気軽にお問い合わせください。

◀ 栄養教室生大募集 ▶

村では楽しく栄養改善をして、ヘルシーな家庭づくり、部落づくりをするために栄養教室を実施します。女性のみなさん、チャレンジしてみてください。

★ところ：総合福祉センター

★時間：9時30分～15時

★日程：11月18日(月) 11月29日(金)
12月9日(月) 12月17日(火)
1月23日(木) 2月6日(木)
2月18日(火) 3月4日(水)

★申し込み：11月10日までに役場住民課へ。



※「ようきなさったね」は休ませていただきます。

人口の動き

	8月末人口
人口	5,549人(+0)
男	2,716人(-2)
女	2,833人(+2)
世帯数	1,282世帯(+0)

()内は前月比



タヒチとの Tahiti - Moorea 姉妹村協定

タヒチの村との 姉妹村協定について



合村より友好親善の姉妹村協定締結について申し出があり、ドム村長ら三人が六月下旬に来村されました。

八月二十九日夜(日付変更線の関係で日本では三十日)和島村とタヒチ(正式にはフレンチ・ポリネシア)の中の西タイアラブ連合村(ロジェ・ドム村長)との間で姉妹村協定が締結されました。タヒチとの交流は、タヒチ在住の日本人マダム・ケイコさんの子供達が一昨年ホームステイで来村したことに始まり、昨年と今年は八人から十五人の子供達が相互にホームステイをするまでに、国際交流が進んでいました。そうした矢先、西タイアラブ連

村としてもこうした事情を村議会に報告、県内各地で国際交流が進んでいる現状にかんがみ、協定締結を推進することにし、協定文について県の指導をうけながら、両方の村で検討を進めてきました。そしてこのほど村長・議長ら三人がタヒチを訪問、協定書にサインを致しました。協定書の締結会場は、西タイアラブ連合村の役場に隣接するスポーツハウスで約五百人の村民が出席する中で協定文書にサインが行われました。

和島村側からは村長ら三人と通訳のマダム・ケイコさんが出席、午後七時半会場に到着すると小学生が日本語を要所々々にとり入れたタヒチ語の替え歌マルル(ありがとう)及びマエバ(ようこそ)の二曲を大合唱で歓迎してくれました。一同、突然の出来事にただ感激するばかりでした。式典は、はじめに神父による挨拶があり、引き続きドム村長による経過説明の後、両方の村長が母国語である日本語とフランス語で協定文を高らかに朗読し、協定書にサインしました。協定文書は両方の村で日本語とフランス語のものを用意しましたが、和島村が作成持参したものを使用することになりました。西タイアラブ連合村は三つの村の連合体であるため、それぞれの村に協定書が渡るように配慮し四通にサインされました。サインが終了すると双方で交換し、協定書を小脇にかかえながら堅い握手がかわされました。ついで、和島村からは村章入りの銀杯が、西タイアラブ連合村からも村章入りのプレートが記念品として贈られますと会場から盛大な拍手が送られ、目出度く式典は終了致しました。アトラクションは、日本でもお馴染みのタヒチアンダンスです。タヒチのリズムののって十五、十

六人の女性ダンサーによって激しくもまた、時には緩やかなダンスが披露されました。フィナーレは清野村長ら三人もダンスの中に引っ張り出されました。タヒチのダンサーは手や足腰を巧みにひねりながら踊りますが、清野村長ら三人のダンスは対象的に全きぎこちなくダンスにならず会場内は割れんばかりの爆笑の渦。一曲が終るまでの時間の長いこと、冷汗のかきっぱなしでした。日程の最後は全員参加の祝賀会でした。日の丸も和島村の旗も飾られた会場内はお祭り気分一色で

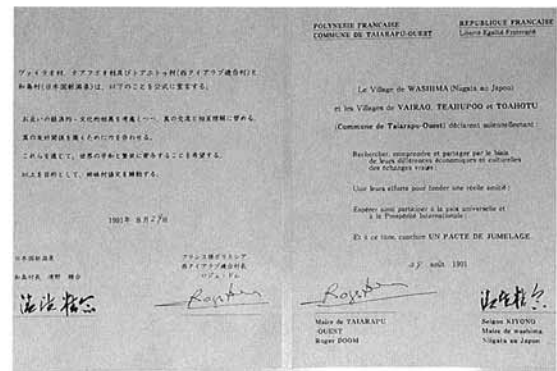


来賓席・一般参加者席ともヒナノと云うタヒチ産ビールを飲みながら暫くの間談話の時を過ごしました。会場にはテレビや新聞記者もつめかけ、翌日は競ってテレビと新聞で報道されました。西タイアラブ連合村では、来年七月十一日に連合村二十周年にあたり姉妹村協定を祝した盛大な祝賀会を開くと聞きました。またこの協定締結前日表敬訪問したフランスの高等弁務官に両村の村長が表明されたように、地道で長く続く交流をしたいものです。



私はこのたび、山田議会議長殿の御同行を頂き、昨年からお互いの子供達のホームステイを通して交流をしてみました。仏領ポリネシアタヒチの「タイアラブウェスト」という三ヶ村の連合村と姉妹村協定の為彼の地に渡り、協定書交換して帰村いたしました。去る六月二十五日御米村の連合村のドム村長、マルセル村長の御申出を受け、双方で検討を重ね乍ら合意に達し協定書を取交したものであります。協定の主目的は主文に記載したとおり「お互いの経済的、文化的相違を考慮しつつ、真の交流と相互理解に努め、真の友好関係を築くために力を合せ、世界の平和と繁栄に寄与する」との強い意志を以て為されたものであります。その実効の手段としては、民間における子供達のホームステイを夫々受け入れながら、国際化時代に向けての視野の広い子供達をお互いに育てて行こうという誓でもあります。昨年と本年度何れもホームステ

イを引受けて下さった御家庭に感謝し、子供達を彼の地に送って下さった御父兄の皆様には敬意を表しこの提携が細くも長く続くことを強く希望するものであります。村民各位の御理解と御支援をお願いして御挨拶いたします。



フランス領ポリネシア 西タイアラブ連合村との 姉妹村協定を締結して

和島村長 清野精合

相談所開設

行政相談所開設

●行政相談週間

行政相談制度について広く国民の理解と認識を深めていただき、その利用を促進し、行政の民主的運営に資することを目的に10月13日から19日まで実施されます。

●行政相談とは、

毎年の暮らしの中で、役所や公団などが行っている仕事についての苦情や意見・要望があるとき「行政相談」を利用してください。

総務庁の行政監察局が皆さんと役所の間に立って、公平・中立な第三者的立場から必要なあっせんをおこない、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政運営の改善を役立てるものです。

●行政相談所の開設

和島村においては、この週間事業として、次により相談所を開設し、新潟行政監察事務所の担当官及び行政相談委員がご相談に応じます。気軽においでください。

期日 10月17日(木) (午前10時から午後3時まで)
場所 和島村総合福祉センター

のお知らせ

●ご相談は

国の役所の仕事、JR・NTT・日本たばこや公庫・公団・事業団といった特殊法人の仕事、県や市町村が国から委任されたり、国の補助金を受けて行っている仕事について、(例えば、医療保険、年金、老人保健、福祉、雇用保険、労災保険、文化財保護、公害、住宅、バス、タクシー、郵便、貯金、簡易保険、災害対策、交通安全、消費者保護、登記事務、環境衛生など)の苦情や要望であります。

●相談日以外の「ご相談」は

関東管区行政監察局 ☎(03)3213-1100
新潟行政監察事務所 ☎(025)224-1100
行政相談委員(阿部謙達) ☎(0258)74-2438
ご相談は、口頭、電話、手紙いずれの方法でも結構です。また匿名の取り扱いも行っています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用してください。

和島村
行政相談委員

年金相談所の開設について

長岡社会保険事務所の係官による国民年金相談所を下記のとおり開設いたしますのでお気軽におでかけください。

—記—

- 日時 10月17日(木)
午前10時～午後3時まで
- 場所 和島村総合福祉センター
- 内容 年金全般

無料法律相談の実施

県弁護士会では、法律相談センター活動の一貫として、弁護士による無料の法律相談を下記により実施いたします。なお、この相談は予約制ですので相談を希望される方は、10月11日まで役場総務課まで連絡ください。

—記—

- 日時 平成3年10月17日(木) 午前10～午後3時
- 場所 和島村総合福祉センター
- 相談項目 売買代金・金銭貸借・サラ金・保証債務・交通事故による損害賠償・その他の損害賠償・手形小切手・土地建物・土地建物明渡し・借地借家・土地境界・相隣関係・建築請負・離婚・扶養・相続・親子関係・その他の家事事件・医療過誤

特設人権相談所開設

新潟地方法務局柏崎支局の係官と村の人権擁護委員が相談に応じる特設人権相談所を開設いたします。秘密はかたく守られます。どうぞお気軽にお出かけください。

- 日時 10月17日(木)
午前10時から午後3時まで
- 場所 和島村総合福祉センター
- 相談事項 人権問題、登記、相続、金銭貸借、いじめ等

行政相談所・無料法律相談所・特設人権相談所・年金相談所

第11回 生涯学習フェスティバル in ワシマ

和島村の文化の祭典が、今年より「生涯学習フェスティバル in ワシマ」と、新たに下記の日程で開催されます。

村民の皆さんからの作品や公民館の各種教室の生徒さんの作品や民謡、舞踏の愛好家の皆さんによる芸能発表があります。また今年、新たに「青年夢来」のイベント参加や陶芸教室のチャリティー品販売も予定されています。尚、両日「健康まつり」も共催で行われます。「芸術の秋」皆さんお揃いでいかがですか？

11月2日(土)

AM 9:30～PM 9:30

〈作品展 総合福祉センター〉

PM 7:30～PM 9:00

〈芸能発表会 農村勤労福祉センター〉

11月3日(日)

AM 9:00～PM 3:30

〈作品展 総合福祉センター〉

AM10:00～PM 3:30

〈お茶席 総合福祉センター〉

AM10:00～PM 3:30

〈青年夢来イベント 総合福祉センター屋外〉

和島村青少年育成村民会議 設立10周年記念式典

和島村青少年育成村民会議が設立して10周年を迎えます。これを記念して、記念式典、記念講演を開催します。多数の皆さんの御来場をお待ちしております。

◆日時 10月20日(日) PM 1:30～

◆会場 農村勤労福祉センター

① 式典

② 小・中学校代表による作文朗読

③ 記念講演 元読売ジャイアンツ・中日ドラゴンズ選手

講師 仁村 薫氏(現名古屋テレビ解説者)

毎週火曜日は心配ごと相談日

おじいちゃん、 稲刈りがんばってます!!



9月のある晴れた日。今日は、稲刈りにはちょっと暑いかんかん照りの1日。東保内の田んぼでおじいちゃんが、稲刈りをしている姿を発見しました。

この元気なおじいちゃんは、東保内の川瀬俊一さん。75歳ときいてびっくり。コンバインに乗ったり、米をかついだりまだまだバリバリの現役です。

「稲刈りだけでなく、春には代かきをやったり、トラクターに乗ったり。おじいちゃんが田んぼの仕事をやってくれるので、若い者も安心して外で働くことができます。本当に助かりますし、おじいちゃんには本当に感謝しています」と家族の方は、話してくださいました。

おじいちゃん、いつまでもお元気で。



私達は脳卒中後遺症者の会ぬくみ会の和島村会員です。リハビリを通して仲間が増え、今では野積の果てから三島町まで百人余りの友達がいます。今回皆が自分達の受けた障害を乗り越えてきた思いをなんとか会員とわかち合いたい。また今は健康な人にも知ってもらいたいと「文集」を作る事になりました。今日は、不自由な手で印刷された文集を折る作業をしました。孫も手伝いに来てくれ、合わせ目を押えてくれたので片手でも楽しく仕事がすみました。お手伝いのボランティアさんからは「私が同じ病気になった時、こんな皆さんのように一生懸命やれるかしら」と仲間の中で楽しそうに手を動かしている姿にこんな声も聞かれました。是非出来上がりましたら一読下さい。(希望者は会長宅へ連絡下さい)

住所 村田 花井清一
TEL 七四一三四三三

障害のりこえ 文集づくり 広げたいぬくみの輪



ミニSL

9月3日に保育所、そして9月4日には幼稚園の子供たちが今年も東保内の佐藤昭一さん宅でミニSL体験をしました。

今年は、上越線開業60周年を記念して、夏休みに長岡、越後湯沢間をSLが走りました。あのSLに比べたらずっと小さな小さなSLですが、力持ちでスピード感も満点。子供たちを何人も乗せ、庭を何往復もしました。

あのスピード感が何ともいえないのでしょうか？今は実存しないSLが珍しいのでしょうか？子供たちは、すっかりSLのとりこになっていました。



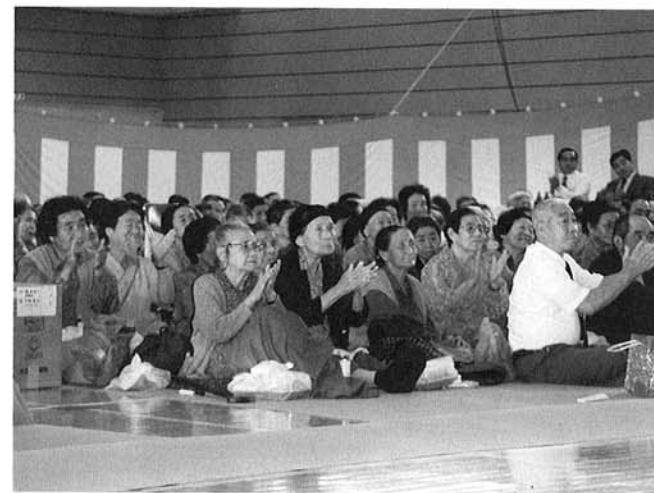
八月二七日、良寛の里には、五万人目のお客さんが訪れました。五万人目のラッキーな方は、江戸川区にお住まいの渡辺佳代子さん。
渡辺さんは、江戸川区民の旅行に参加して、前日塩沢町の方へ来られ、この日良寛の里の方まで足をのばしたそうです。良寛の里の話は、ガイドさんから聞いていたとのこと。五万人目の記念証やミニ俵セットなどの記念品が館長から贈られ、喜びいっぱいでした。
これからも十万、二十万と多くの方がこの良寛の里を訪れたいですね。

良寛の里、五万人突破



台風十七号も過ぎ去った九月十五日(日)、農村労働福祉センター(体育館)で敬老会が行われました。
村内の七〇歳以上のお年寄り四五百名(対象者、六七五名)が招待され、記念品と祝菓子が贈られました。
余興では、保育所の子供たちのかわいらしいおゆうぎや花柳社中、桐島地区農協民謡会、すみれ会の皆さんによる踊りが披露され、楽しいひと時を過ごされました。

敬老会



良寛歌集
花シリーズ ⑱

白露に 乱れね咲ける
女郎花
摘みて贈らむ
その人なしに

女郎花は、秋の七草の一つです。漢方では、根を乾して利尿剤として用います。
ところでおみなえしはなぜ「女郎花」なのでしょう？ふつう「女郎」という語は、あまりいい印象を与える語ではありません。しかし花そのものは違います。
女郎は上臈じやうろう、身分高き上官です。では「ジョー（一）ロー」がなぜオミナエシに「花の色、美女（オミナ）をも庄（へ）す」が大言海の奇説です。



村長室の黒板から

- 八月十九日 清掃センター管理者会議
二十一日 夜再圃場整備について部落会議
二十二日 水道企業団管理者会議
夜再圃場整備について部落会議
二十五日 三島町故燕氏の良寛研究資料拝借の為、美術館顧問谷川先生案内
二十六日 長岡市長に面接し、住雲園の件で要望
- 二十七日 タヒチのタイアラップ・ウイスト連合村と姉妹提携協定の為、山田議会議長、総務課長と出張
九月三日 タヒチより帰国
四日 長谷川新潟市長良寛の里へ来館され御案内 福島県塙町区長会良寛の里へ来館御あいさつ
五日 臨時議会招集 高齢者コミュニティセンター祈願祭
六日 中越地区経済振興について知事を囲む懇談会に出席
- 九日 美術館建設について打合せの為上京
十日 土木三団体主催中国視察団並に打合せ
十一日 共同募金会議 保護司会議 清掃センター組合会議
十二日 三区小学校親善運動会が島田小学校で開催
十三日 三好東京高等裁判所長官以下良寛の里へ御案内 高齢者コミュニティセンター祈願祭
十五日 敬老会
十九日 九月定例会招集

婦人会の活動

むら自慢

いた婦人会の旅行も、今年はおんどの人参加し、和気あいあいとした雰囲気で行われ、写真の得意具合が気になる頃、恒例のようになっている踊りに出ることがありました。
踊る人は、夜遅くまで振り付けを覚えることに専念し、また、そうでない人は、一回だけ着てそれで終わりではとてもつたいない程の素敵な衣装作りにと、互いに熱が入り、工夫している様子がかがえます。
本番に臨んで、踊り子はもちろん、他の人も早くから集まって準備に応援にと、まとまりも抜群ですし、その後の反省会も盛り上がりしました。

毎年、新年会で始まるこの婦人会は、料理講習や部落の下水の消毒など、家並みの順に交替する役員を中心に連絡をとり合っており、協力していますが、部落のレクリエーション（ソフトボール）大会の時もまた、材料を持ち寄って昼食のパーベキューの準備をするところ、その最たるものだと思います。



▲踊りの衣装作り



▶婦人会の旅行 (田上町護摩堂山)

西村 順子 (北野)

発掘調査 ⑭

現在発掘調査は、昨年度調査した山田郷内側の谷を中心におこなわれています。この谷地は通称西谷と呼ばれており、開口部が非常に狭くなっているため、中央に立つと盆地の底に居るような錯覚を起す程です。

今までのところ、丘陵上の官衛に関連する奈良時代の遺構・遺物は出土していませんが、室町時代と平安時代の二時期の資料が検出されました。
室町時代のものは、いずれも谷底の低地帯で発見されています。遺構としては、掘立柱建物が一棟・溝・土坑などがありますが、遺物をほとんど伴わないことや、建物の規模が小さく(2間×3間)孤立して存在する点から、集落の中心部とは考えられません。遺跡の本体は、かつて駒林の村が位置していた、一段高い杉林の中にあつたものと思われまます。

平安時代の遺構としては、炭焼き窯が二基、丘陵の北東斜面で検出されており、昨年度調査した八幡遺跡B地区の窯と同じ立地傾向を示しています。
現代の炭を焼く窯は、床面が水平で、ドーム状の天井を積み上げた立体的な構築物ですが、当時のものは、斜面に横穴を掘って作つた、登り窯と呼ばれるものが一般的です。



平安時代の炭焼窯

それでは、今回検出された窯のうち、完掘できた二号窯について、その概要をお話します。
窯の規模は、全長六、一m・炭を焼く部分の幅一、四m・天井の高さ一、二m(推定)を測り、当時の平均サイズからすると、かなり小型の部類に入ります。構造的には、燃料をくべるたき口の部分と、炭を焼く焼成部に大きく分けられ、この他排煙や、空気の流れを調節するための煙道(トンネル状の煙突)が、焼成部中央の両サイドと奥壁に設けられています。このような構造は、5世紀前半に朝鮮半島から伝わった須恵器を焼く窯の構造に類似しており、両者の密接な関連が伺えます。
島崎川流域は、以前お話ししたように、古代において一大鉄生産地帯であったことが確認されています。この西谷で焼かれた炭も、主に鉄の精錬に用いられたものと推定されます。

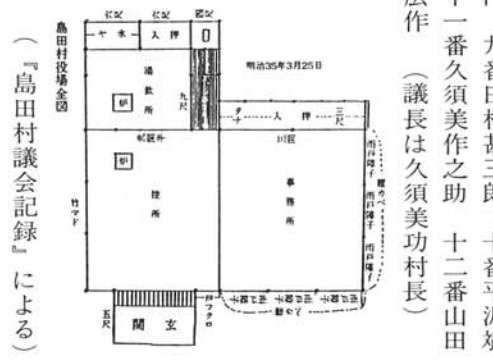
村史の窓 (第三十二号)

島田村役場の新築と村議会
明治三十四(一九〇一)年、今から九十年前に小島谷村と村田村が合併して島田村となりました。
そして大字梅田字糸口に百坪の土地を借りて島田村役場が新築されました。その時の「請書」が保存されています。

御請書
一、新築島田村役場拾六坪五合
及附属玄関 老坪参合
二、附下所 六坪六合五勺
(中略)

右請負代金貳百九拾八円九拾銭也、内金貳拾九円八拾九銭也 本月受取申候 残金及中間金は仕様書二附記相成候通ノ事
前書ノ通りニテ請負仕候ニ付テハ仕様書之通り無相違工可仕候、仍テ請書差入申候也、
明治参拾五年参月式拾五日
請負人 夏井八右エ門
島田村長 久須美 功殿

新築された役場は、玄関を入ると炬の切つてある十四畳敷の控室右にしきりをへだて、同様の事務室、奥にトイレ、水屋の付属した六畳の湯呑所となっており全体で二四坪半という広さだったことがわかります。
合併後、新しい村会議員の選出が行われましたが、現在のように二十歳以上男女全員の投票による



(「島田村議会記録」による)

※児童手当制度が改正されます

児童手当 1人目の子どもから支給されます。

■平成4年1月1日から、児童手当制度が次のように改正されます。

事項	改正前	改正後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	義務教育就学前	3歳未満
支給金額	第1子 2,500円(月額)	5,000円(月額)
第2子	5,000円(月額)	5,000円(月額)
第3子以降	5,000円(月額)	10,000円(月額)

ただし、支給期間に関しては次のような経過措置があります。

第1子：平成3年1月2日以後に生まれた児童

第2子以降	支給対象	支給期間	支給金額
昭和60年4月2日～昭和61年12月31日	昭和60年4月2日～昭和61年12月31日	昭和60年4月2日～昭和61年12月31日	平成3年12月分まで支給
昭和62年1月1日～昭和62年12月31日	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日	5歳の誕生日の属する月分まで支給
昭和63年1月1日～昭和63年12月31日	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日	平成4年12月分まで支給
平成元年1月1日～平成元年12月31日	平成元年1月1日～平成元年12月31日	平成元年1月1日～平成元年12月31日	4歳の誕生日の属する月分まで支給
平成2年1月1日～平成2年12月31日	平成2年1月1日～平成2年12月31日	平成2年1月1日～平成2年12月31日	平成5年12月分まで支給
平成3年1月1日以後	平成3年1月1日以後	平成3年1月1日以後	3歳の誕生日の属する月分まで支給

十月中の国民年金

◎60歳になる人
昭和六年十月二日から昭和六年十一月一日生まれの人は、掛け金を掛け終りました。
老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できます。
◎60歳以上65歳未満の人
受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任

戦傷病者等の妻の皆様へ!!

次に該当する戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されます。
(1) 昭和五十八年四月二日以降に戦傷病者等と婚姻した妻又は同日以降に後重症により第五款以上の戦傷病者等となったものの妻であって、平成三年四月一日において戦傷病者等である夫が第五款以上の増加恩給等を受けていた方。
(2) これまでに一定の特別給付金受給権を取得した妻であって、昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に戦傷病者等である夫が戦争公務による傷病以外の原因により死亡した方。

「保内郷」の発刊

村史編さん室では、村史編さん事業における皆さんの研究参加と親しみやすさを目的として、村内大字の「集落史」を発刊しています。
今回、既刊の「阿弥陀瀬村」「小島谷村」「上桐村」に続いて「保内郷」が出来上がりました。ご希望の方には一部千七百円でお分けいたします。
教育委員会 社会教育係
Tel 七四一三一―一内線三

児童手当の支払い

十月九日は、児童手当の支払日です。
指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。
支給期間
平成三年六月分から平成三年九月分まで
支給額
二人目の児童については月額二千五百円、三人目以降の児童については、一人月額五千円です。特例給付該当者も同額です。
支給資格
児童手当は、日本国内に住所を有する人が次のすべての要件にあてはまっているときに支給されます。
一、昭和六十年四月二日以後に生まれた児童(六歳未満)を含む二人以上の児童を養育している者。
二、前年の収入が一定額に満たないこと。

「育児休業等に関する法律」の成立

来月4月から標題の法律が施行されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。
〈法律の要旨〉
1 一歳未満の子を育てる労働者は
①育児休業できます。または
②勤務時間の短縮等の措置を受けられます。
2 規模30人以下の事業所は、3年間、右の措置の実施を猶予されます。
3 平成4年4月1日から施行されます。
※事業主に対しては、右の他に努力規定があります。
※従来の「育児休業奨励金」は、平成3年度中は現行のまま実施しています。
詳細は新潟婦人少年室へお問合せ下さい。
☎025-266-0047

就任(十月一日付)
助役 山田 實

三島郡古志郡青年大会

～三島町～
〈硬式テニス男子個人戦〉
3位 八子 浩 樹
〈硬式テニス女子個人戦〉
2位 船越 智恵美



①老年者控除
年齢が六五歳以上の方で、所得金額が一〇〇万円以下の場合、所得税を計算する際に所得控除として、五〇万円を所得金額から差し引くことができます。
②公的年金等控除
国民年金、厚生年金などの公的年金や恩給は雑所得として課税対象となります。その雑所得の金額は、公的年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
なお年齢が六五歳以上の方は六五歳未満の方より、その控除



お年寄りや障害者と税

お年寄りや心身に障害のある方に対しては、税金の面でいろいろな特典が設けられています。
《お年寄り本人が受けられる特典》

額が多くなっています。
《お年寄りを扶養している方が受けられる特典》
配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、七〇歳以上のお年寄りであるときは、配偶者控除や扶養控除として一人当たり三五万円に代えて四五万円を所得金額から差し引くことが出来ます。
なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母(老親等)と同居しているときの扶養控除は、更に一〇万円を加算した五五万円が差し引かれます。
《心身に障害のある方が受けられる特典》

①所得税の障害者控除
納税者本人が心身に一定の障害のあるときは、障害者控除として二七万円(特別障害者は三五万円)を所得金額から差し引くことができます。
②相続税の障害者控除
相続人が心身に障害のあるときは、七〇歳に達するまでの年数一年につき六万円(特別障害者のときは一二万円)が障害者控除として相続税額から差し引くことができます。
詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

糖尿病教室のご案内

糖尿病の気があるよと言われた人、学習会を通し、バランスのよい食生活と運動で糖尿病を予防しましょう。
●日時 11月29日(火) 9:00～12:00
11月11日(日) 9:00～14:00
●場所 長岡保健所
●内容 血液検査、試食、食生活指導、運動指導
●対象 基本健診後「境界型」と診断された人
医師により受講を勧められた人 〈希望者〉
●参加費用 血液検査代2,500円、その他実費程度
●申し込み 長岡市健康センター 健康課老人福祉係
(TEL 32-5000)又は役場保健婦へ
●締切り 10月22日(木)



今回は、固定資産税について説明いたします。
固定資産税は、毎年一月一日(賦課期日)といわれます。現在で土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

一、固定資産税を納める人は、原則として「固定資産の所有者」です。
所有者とは、固定資産課税台帳に所有者として登録された者をいいますが、具体的には、
(1)土地については、土地登記簿又は土地補充課税台帳に登録されている人
(2)家屋については、建物登記簿又は家屋補充課税台帳に登録されている人

調整措置が講じられています。
六、税率及び免税点
(1)税率
固定資産の税額は、課税標準額×税率によって計算されますが、その税率は、和島村では「標準税率の百分の一・四」とされております。
(2)免税点
固定資産税の課税標準となるべき額が、次に掲げる額に満たない場合は、固定資産税が課税されません。

決定
(1)固定資産の評価は、固定資産所在の市町村に設置された固定資産評価員によって行われ、その価格の決定は、固定資産評価員によって行われた評価の結果に基づいて市町村長が行います。
(2)固定資産課税台帳に価格が登録されていない土地又は家屋等について道府県知事が固定資産評価基準により、不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定した場合には、これを市町村長に通知することとされていますが、当該土地又は家屋の評価は、原則として、この通知された価格に基づいて評価されます。
八、価格等の登録及び縦覧

(3)償却資産については、償却資産課税台帳に登録されている人それぞれ、所有者として登記又は登録されている人をいいます。
ただし、農地法の規定による国の買収農地、土地区画整理法による仮換地等については、現実の使用人等に対して課税の特例が設けられています。
二、固定資産税の対象となる資産は、土地、家屋及び償却資産です。

(1)土地とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいいます。
なお、課税の対象となるのは土地のみですから、土地に定着する立木などは含まれません。
(2)家屋とは、住家、店舗、工場・倉庫、その他の建物をいいます。
(3)償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権などのように無形減価償却資産といわれているものは除かれます)であります。

自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車の課税客体である軽自動車などは、償却資産から除かれます。
三、課税団体
(1)原則として、固定資産所在の市町村です。
(2)船舶、車両等の移動性又は可動性の償却資産については、その

決定された価格等は、市町村に備える固定資産課税台帳に登録され、価格等の登録された固定資産課税台帳は、原則として、毎年三月一日から同月二十日までの間、関係者の縦覧に供されます。
九、審査の申出
固定資産課税台帳に登録された事項について、不服のある納税義務者は、市町村に設置された固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができるとなっています。
また、自治大臣、道府県知事が評価し、その価格等を決定した固定資産についての価格等に関し不服のある納税義務者は、その価格等を決定した自治大臣又は道府県知事に対し不服申立てをする事ができます。

十、納税
固定資産税は、納税通知書によって市町村から納税者に対し税額が通知され、市町村の条例で定められた納期(年四回)に分けて納税することとなります。
和島村では村税条例により、四月、七月、十二月及び二月中の四回の納期に分けて行なっております。
十一、災害などによる減免
固定資産税の減免は、個々の納税者の担税力に応じて行われます。すなわち、天災その他の特別の事情があることにより税の減免を

主たる定けい場又は定置場所在の市町村が、当該資産についての課税団体となります。
四、非課税
固定資産税は、固定資産に対し、その固定資産税の所有者に課するものですが、固定資産を所有している者の性格から、国、地方団体等については、非課税とされるほか、固定資産の用途等により非課税とされる資産が定められております。
五、課税標準
固定資産税の課税標準は、原則として、固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものです。
(1)土地及び家屋についての課税標準は、基準年度の賦課期日における価格であり、原則として三年間居え置かれます。
(2)償却資産についての課税標準は、当該年度の賦課期日における価格です。
(3)住宅用地については、その価格の二分の一の額を課税標準とする特例が設けられており、また、住宅用地のうち二〇〇㎡までの小規模住宅用地については、その価格の四分の一の額を課税標準とします。
(4)土地に係る課税標準額については、評価替えに伴う負担の増加を緩和する趣旨から、前年度の負担を基礎とした段階的な負担

必要とすると認められる者、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者など特別の事情がある者に限り、村条例の定めるところによって税の減免が受けられることになっています。

御協力を!!
赤い羽根共同募金運動が十月一日から全国一斉に実施されます。私達の手で明るい住みよい社会を築くため、身体の不自由な人や身寄りのないお年寄りなどお気の毒な方々のために暖かい思いやりを「赤い羽根たすけあい」に今年もまたお願いいたします。
運動期間中、例年のとおり区長を通じて、お願いにあがりますので、その節はよろしくご協力ください。



ふるさとわかしま会総会
村内出身者の親睦団体「首都圏ふるさとわかしま会」が発足してから十一年目を迎えます。
会員も年々増加し、総会は盛況をきわめるようになりました。
このたび第十一回目の総会がつきにより開催されます。多数のご参加をお待ちしております。
村民のみなさんで参加される方がありましたら、役場総務課まで連絡してください。
●日時 十一月十七日(日) 正午から
●会場 南国酒家
山手線原宿駅下車徒歩二分位
●会費 八、〇〇〇円(子供 二、五〇〇円)

首都圏ふるさとわかしま会
会長に小林金二さん
首都圏ふるさとわかしま会々々長であった宮田清一さんがこのほど勇退され、新たに小林金二さん(両高出身)が就任されました。また幹事長には、家後仁志朗さんが就任されました。
なお宮田清一さんは、副会長であった阿部芳雄さんとともに相談役に就任されました。

福祉人材確保のための発掘養成・登録斡旋
新潟県福祉人材情報センターでは①福祉人材の発掘・養成②求職登録③求人登録④就職斡旋に関する事業を実施しておりますので、ぜひご利用ください。
くわしくは、当センター(新潟市東中通一八六 新潟県社会福祉協議会内) 電話〇二五―二二三―一〇六四へお問い合わせください。

10月の保健衛生行事

Table with 6 columns: 月, 日, 曜日, 内容, 対象, 時間, 場所. It lists various health events for October, such as stomach check-ups, breast exams, and blood donation.

作業停電
10月1日(火)
午後1時30分～4時まで
・島崎(下町上、下町下)の一部

今月の納税

- ※村県民税.....第3期分
※国民健康保険料.....10月分
※国民年金保険料.....10月分
※幼稚園保育料.....10月分
※保育所保育料.....10月分
※水道使用料.....10月分